

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
07-03	里山整備支援事業 (森林環境譲与税事業)	農政計画課 西・北農業振興センター
①事業内容	森林の間伐や危険木の伐採等に必要な経費や資機材の購入費用等を補助する事で里山整備の推進を図る。	
②事業対象者	里づくり協議会 等	
③事業費	補助額上限 3,000 千円	
④補助率	対象事業費の 95%以内	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類） ・総額（税込）が 100 万円以上の委託等の発注をする場合 3 者以上の見積書及びその結果。 ただし、契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないものは除く。 ・契約金額 10 万円以上の委託等の発注を市外事業者にする場合業者選定理由書。		
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第 2 号の 4～7		
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)		
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第 7～13 号		
⑦関連法令等 森林法		
⑧特記事項 その他別紙および里山整備支援事業補助金等取扱要領の定めによる。		

里山整備支援事業 別紙

区 分	内 容
1 補助対象経費	① 森林整備 ア 森林伐採等の委託に要する経費 大径木や枯れ木などの伐採、危険箇所の森林整備等の委託にかかる経費（委託料、振込手数料） イ 実施主体による森林整備に要する経費 苗木代、肥料代、燃料代、傷害保険料等 ウ 整備計画の策定や事業実施に必要な調査に要する経費 エ 事業実施主体の構成員以外で森林整備を実施する人に対する安全衛生機材の配備、現場までの交通費、謝金、傷害保険料等 ② 資機材の購入・賃貸料 森林整備機材：鋸、鉋、鎌、チェーンソー 竹林整備機材：竹チップパー等 安全衛生機材：ヘルメット、軍手等 防災施設整備：簡易防災施設、管理道整備に必要な資材等 ③ 講習会の開催（里山整備に直接寄与しないものを除く） 講師謝金、講師旅費、資料等の印刷費、会場使用料等
2 対象事業地	次の①②のいずれかに該当し、全体計画（3 か年）合計で概ね2ha 未満の森林を原則とする。ただし2ha 以上の森林等、他事業の適用が可能な箇所については、まず他事業の適用を検討すること。 ① 人と自然との共生ゾーン区域内の森林（国有林、県有林、市有林、農地等を除く） ② その他市長が認めるもの
3 整備期間	実施主体は3 箇年（補助事業等に着手する日から2 年を経過する日が属する年度まで）の事業計画に基づき補助事業に取り組むこと。 ※補助事業の終了後も継続して里山整備に取り組むよう努めること
4 物品等の管理	① 本事業で購入した資機材等（消耗品は除く）については、「〇〇年度里山整備支援事業」と記載し、台帳を整備し適切に管理することとし、市から請求があった場合は、直ちに台帳の提出を行うこと。
5 補助対象外	① 実施主体構成員に対する日当及び旅費 ② 特定の団体及び団体を構成する者の財産の形成又は営利を主たる目的とした事業 ③ 飲食費 ④ 本事業の趣旨に合わない経費